

## 第5回新潟市環境審議会環境影響評価検討部会 議事概要

### 1 日時

平成20年4月28日（月）午前9時30分～正午

### 2 会場

新潟市役所 白山浦庁舎5号棟4階401会議室

### 3 出席委員（5名）

及川部会長，千葉委員，田口委員，藤堂委員，南委員

### 4 事務局出席者

池田環境対策課長，関根環境対策課長補佐，松田環境対策課地球温暖化対策室長 ほか

---

#### <開会>

関根補佐 ・本日の出席状況については，6名中5名の委員から出席いただいている。

#### <議事>

及川部会長 ・まず，第4回部会預り事項について，事務局から回答・報告をお願いしたい。

松田室長 ・資料1「第4回環境影響評価制度部会預り事項について」という資料で説明する。  
・その1として，事後調査報告書に関する住民意見聴取を行うべきではないかということについては，資料2-5も見ながら説明する。  
・事後調査報告書について，方法書や準備書と同様に公告・縦覧の手続きを事業者に課すことは，事業者に対して過度の負担を強いることとなるので，市長が「公表，意見聴取，見解作成・公表」の手続きを実施することとしたい。  
・資料2-5では，一番下の部分になるが，まず事業者が事後調査報告書を作成し，市長に提出する。これを市長が公表するので，住民は，閲覧し，意見を述べることができる。その意見に対して市は，見解書を作成し，これを公表する。この

- (松田室長) 見解書も、市民は、閲覧することができる。さらに、この報告書の中で大きな問題となっている場合、市長は、市審査会に必要がある場合に意見を求めることができ、審査会を開き、意見を形成し、事業者に対して保全措置の実施を要請することができる。これに基づいて保全措置の実施が行われ、最終的に市長は、事後確認を行うという手続きの流れとなる。
- ・事後調査報告書の公告・縦覧という手続きだが、非常に煩雑なので、事業者に代わって市長が公表などを行う。
  - ・さらに、公表については、ホームページ、環境対策課、事業実施所管区役所を想定し、意見聴取期間については、公表しているすべての期間で聴取を行うと見解書作成の支障となるので、公告・縦覧の期間と同様に45日程度としたい。
  - ・見解書の作成については、事業者と市が協議したうえ、市が作成し、公表するものとする。
  - ・その後の公表期間については、特に定めないこととしたい。
  - ・事後調査について新潟市も調査基準を定めるのかという意見については、実施方法やマニュアルなどを技術指針と同時に策定していきたい。
  - ・アセス情報の公開について、非公開とする情報の明確化という意見については、貴重種に関する情報など、特に配慮が必要な情報などは、非公開になると考える。これ以外にどのような情報を非公開とすべきかは、条例の施行規則や技術指針の策定作業の中で検討していきたい。
- 及川部会長
- ・第4回の部会で意見が出され、事務局で再検討した3項目について回答があったが、いかがか。
- 南委員
- ・貴重種に関する情報の件について確認したい。
  - ・アセスをやった結果、見つかった貴重種については、特に配慮が必要な情報ということで非公開ということだが、逆に貴重種があることを事業者が気づかずに工事をしてしまうケースが想定される。
  - ・この場合、事前配慮の中で市から助言するという理解でよろしいか。
  - ・その前提として、市が貴重種に関するデータを持っているかどうかを確認したい。
- 松田室長
- ・市は現在、新潟市版レッドデータブックを作成しているので、この情報を事業者に提供し、注意を促す。

南委員 ・新潟市が把握している情報を事業者が入手することで、配慮した工事を行えるということか。

松田室長 ・その通り。

及川部会長 ・その他では、いかがか。  
・それでは、これらの件については、了解をいただいたものとする。

【環境影響評価制度検討部会における検討結果について】

及川部会長 ・次に、「環境影響評価制度検討部会における検討結果について」ということで、事務局から説明をお願いしたい。

松田室長 ・資料２－１を見ていただきたい。  
・検討過程について、第１回から第４回までは、アセス制度の骨格案を検討してきた。  
・最終的に今回、審議会の前に中間報告（案）を検討する。  
・これは、「環境アセス制度のあり方について」という答申の中間報告である。  
・基本的にこの部会では、あり方について検討していただいたと考えているが、このあり方というのは、大雑把な方向性を答申していただくものであり、制度の骨格自体をどのように定めるかを検討しなければ、あり方についての報告ができないと考えている。  
・したがって、第１回から第４回までは、制度の骨格案について検討していただいた。  
・この度、結果がまとまったということで文章化のうえ、中間報告（案）として示した。  
・文章自体は、初めて見ていただくものなので、まだ瑕疵がある恐れもあり、適宜検討していただきたい。  
・これは、環境審議会としての答申となるので、それまでに意見をいただき、文章などの訂正をしたい。  
・資料２－２を見ていただきたい。  
・今までの部会で検討してきた結果をまとめたものである。  
・制度の形式については、条例による制度とする。  
・県条例との関係については、県条例の対象事業適用除外要件、すなわち県の制度と同等以上のものを満たす内容とする。  
・対象事業については、その考え方として、市の環境への著しい影響を及ぼす恐れのある１８事業を対象とし、県条例対象事業でもダム、水力発電所、地熱発電所、リゾートマンションといった市域で実施される可能性がない事業については、

(松田室長)

除外とし、県条例対象事業でなくても風力発電所のように新たに実施される可能性のある事業で、地域環境に重大な影響を及ぼす可能性のある事業は、対象とする。

- この考え方にに基づき、対象とすべき事業を資料2-3のとおりとしたい。
- 対象事業の規模として、規模要件の考え方については、市の地域特性を考慮し「一般地域」と「特別配慮地域」に分けて以下の考え方で規模要件を設定する。
- 一般地域については、①、②、③、④、⑤とあるが、①に関して検討時に提示した文章を若干変えたので検討していただきたい。
- ①は、法の規模要件の50%とすること。
- ②は、法の規模要件の50%より県条例の規模要件の方が小さい場合は、県条例の規模要件を適用すること。
- ③は、法に無い事業については、県条例と同等の規模要件とすること。
- ④は、飛行場については、環境基準不適合地域があることから、最も厳しいものを適用すること。
- ⑤は、県条例が独自に定める事業の規模要件が、他の政令指定都市の規模要件の範囲に無く緩い場合は、別途検討して県条例よりも厳しい規模要件を設定すること。
- このような5つの考え方で決めていた。
- さらに、特別配慮地域として、国定公園・ラムサール条約湿地・国指定鳥獣保護区など、周辺環境に特に配慮すべき地域は、特別配慮地域として一般地域よりも厳しい規模要件とする。
- その中身としては、一般地域の規模要件に0.6を乗じて規模要件を下げるというもので、県と同等の割合としている。
- 最終的にこれらの考え方に基いて規模要件を設定したものが資料2-4となる。
- 改めて、一般地域の①については、文章を少し変えさせていただいた。
- 資料「検討部会検討結果における表現の修正について」を見ていただきたい。
- 第3回検討部会において、新潟市の一般地域の対象事業の規模要件は、個別事業の特性に応じて、規模要件を県規模要件より引き下げる。本市は、県の3分の1の人口を有し、物流や交通の拠点となっており、事業所等の集積度が高い。本市における対象事業の基準は、住環境・自然環境の保全と経済発展・住環境整備の両者を鑑み、県に「準ずる」規模要件を採用し、法の規模要件の50%とするという文章で提示し、

(松田室長)

了解をいただいていた。

- しかし、住環境・自然環境の保全と経済発展・住環境整備という部分の、特に住環境という表現が建物の環境や建物の中の環境ということで使われてしまうので、他の文章で使われている生活環境という言葉に変え、「市の自然環境や生活環境の保全」と「経済的な発展や都市基盤整備」としたい。
- つまり、環境の保全と都市の発展の両者を鑑みるというような表現に変えたいということ。
- この方が分かりやすいのではないかとということで、今回文章を変えて提示した。
- さらに、資料2-2の文章では、市の生活環境や自然環境の保全というように生活環境が先に出ていたが、他のところでは「自然環境や生活環境」というような表現となっているので、順番を合わせたいという考えから、「市の自然環境や生活環境の保全」というようにしたい。
- 戦略的環境アセスメントの本市における制度化については、国や他の自治体の状況を踏まえて、今後とも関連する情報の収集と検討を継続していくということ。
- 事前配慮制度については、市は、自然環境の保全や、より望ましい快適な環境の創造などに関して、事業者が事前に配慮すべき事項を「環境配慮指針」として示し、事業者に対して指針に基づく適切な環境配慮を事業計画の中に取り入れることを求めていく「事前配慮制度」を導入するというもの。
- 調査及び評価手法については、説明を省略し、審査のあり方について説明する。
- 審査会の位置付けについては、市条例に基づく附属機関とし、その役割については、市条例対象事業について、方法書、準備書、事後調査報告書の審査を行い、市長へ意見提出を行うことである。また、法や県条例対象事業においても、近隣市町村の意見として市長意見を求められる場合があるので、方法書、準備書、事後調査報告書に関する市長意見の作成において意見提出を行うことがある。さらに、評価項目や調査、予測及び評価を行うための基本的事項をまとめた「技術指針」の策定や改正に際して専門的立場から意見を述べることも求められる。
- なお、審査会委員の構成については、15名程度の選任とし、審査会の透明性を高めるため、専門家以外の市民の参加を検討する。
- 事後措置については、準備書・評価書への事後調査計画を記載させること、事業者は、事後調査報告書を作成すること、市長は、環境保全上の措置を求めることができること、市長

(松田室長)

は、報告の徴収及び立ち入り調査を実施することができること、事後調査基準としてマニュアルを策定することの5項目からなる。

- 住民等の関与については、住民は、意見を提出することができること、事業者は、準備書に関する説明会を開催すること、市長は、必要があると認める場合は、意見を聞く場として広聴会を開催すること、意見提出、説明会及び広聴会へ参加できる住民等の範囲を設けないことの4項目からなる。
- 制度の実効性の確保については、事業の免許などの権限者への配慮要請と勧告及び公表の2項目からなる。
- 事業の免許などの権限者への配慮要請については、市長は、自らが許認可権限者の場合は、当該許認可に際して環境影響評価書に基づいて、環境保全に適切に配慮されているかを審査し、それ以外の場合は、許認可権限者に環境影響評価書の内容に配慮するよう要請するということ。
- 勧告及び公表については、市長は、事業者が市条例に定める手続きを行わなかった場合や、虚偽の報告等をするなど、手続きにおいて明確なルール違反があった場合や、評価書に記載した環境保全措置を実行しなかった場合などには、事業者へ必要な措置を講ずるよう勧告を行うとともに、事業者名を含めた勧告の内容を公表することができるというもの。
- 法対象事業については、市条例対象事業と同様に次のような手続き等を実施するということ。
- 1つ目として、事前配慮の実施だが、事前配慮計画書の提出は、任意である。
- 2つ目として、方法書、準備書及び事後調査報告書に対する市長意見作成における審査会の開催。
- 3つ目として、広聴会の開催。
- 4つ目として、事後調査の実施及び事後調査報告書の提出を求めるということ。
- 5つ目として、事後調査結果に基づく事業者に対する環境保全上の措置を要請することができるということ。
- 6つ目として、必要な場合における事業地への立ち入り検査を実施することができるということ。
- 7つ目として、事業者に対する報告及び資料提出を要請することができるということ。
- 8つ目として、虚偽記載などに対する必要な措置の勧告及び勧告に従わない場合における事業者名と勧告内容の公表ができるということ。

- 及川部会長 ・「環境影響評価制度検討部会における検討結果について」説明があった。  
 ・この議事に関する意見は、いかがか。
- 南委員 ・言葉の問題だが、1 ページの下の方で特別配慮地域と特別地域という使い分けがされているが、特別配慮地域で統一した方がいいのでは。
- 松田室長 ・意見の通りなので、修正する。
- 南委員 ・事前配慮制度の部分で「環境への影響を可能な限り低減させる」とあるが、環境基本法や環境影響評価法などを見ると影響という場合は、回避・低減として回避という言葉が入る。  
 ・なお、環境への負荷という場合は、低減という表現となる。  
 ・したがって、影響に対しては、回避という言葉を入れた方がいいのでは。
- 松田室長 ・「環境への影響を回避し、可能な限り低減させる」というような感じで、回避という言葉を入れたい。
- 南委員 ・住民等の関与と情報公開についての意見提出についてで、方法書、準備書及び事後調査報告書の公告縦覧・公表とある。  
 ・しかし、冒頭の報告で、事後調査報告書については、公告縦覧を課さないと言われていた。  
 ・この文章は、不正確ではないか。
- 及川部会長 ・準備書までの段階と事後調査報告書の表現だが。
- 池田課長 ・一括りにしてしまっているが、分けなければならない。誤解を与えないようにしたい。
- 松田室長 ・文章としては、方法書及び準備書と事後調査報告書を分けた表現に改める。
- 南委員 ・情報公開のアセス図書の公開についてで、貴重種の保全上必要な場合を除き原則すべて公開とある。  
 ・冒頭の預り事項のアセス情報の公開については、貴重種に関する情報等、特に配慮が必要な情報などは、非公開になるとあり、貴重種の情報のみに限定していない表現となっている。

- (南委員) ・この文章の書き方から、貴重種の情報以外、何に配慮が必要であると考えているのか。
- 松田室長 ・訂正すべき事項なので、訂正する。
- 及川部会長 ・例えば、貴重種以外の非公開情報というところが想定されるか。  
・個人情報、該当すると思うが。
- 松田室長 ・このような意見が出されたという時に、意見者の個人名を出すわけにはいかない、そのようなものも該当になると思う。  
・何が出せて、何が出せないかというようなことを次の段階で具体的に検討したい。  
・したがって、そのようなものを含んだものとして文章が成り立つように改めたい。
- 南委員 ・制度の実効性の確保についてで勧告及び公表のところだが、勧告を行うとともに、事業者名を含めた勧告の内容を公表するとある。一方、法対象事業のところでは、勧告に従わない場合における事業者名と勧告内容の公表とある。  
・通常の条文の書き方では、勧告に従わない場合の公表であって、勧告と同時に公表するというものではない。  
・実際、勧告と同時に公表をするというのは、好ましくないということ、従わない場合に公表する場合も、事業者に意見を聞くような形の条例を持っている自治体もあるという2点を指摘したい。
- 及川部会長 ・制度の実効性の確保についての勧告及び公表のところだが、南委員の意見だと文言を変えなければならないか。
- 南委員 ・まず勧告をして、それに従わない場合に公表ということ。また、公表の前にも事業者から意見を聞く機会を設けた方が望ましい。
- 及川部会長 ・手続きとしては、必要なことだと思うが、いかがか。
- 南委員 ・それに、法対象事業とそうでない事業で異なる表現としている点も、事務局でどのように考えているのか。



- 松田室長
- 例えば県条例では、まず勧告をして、それに従わない場合、公表するという事なので、市条例も県条例に合わせたやり方にしたい。
- 南委員
- 事業者が意見を述べる機会を設けることについては、いかがか。
  - 場合によっては、必要な事だと思うが。例えば、神奈川県、大阪府、横浜市などでは、公表前の意見聴取を行っているようだが。
  - 公表も1種のペナルティーであり、その前に相手の意見を聞くということ。
  - 一方、採用していない自治体もあるので、新潟市としてはどのように考えるのか。
- 及川部会長
- 勧告の中に意見聴取という意味も含まれるのでは。
  - 勧告の際には、その理由の説明と事情聴取という過程があるのでは。
- 松田室長
- 県条例では、勧告した場合において、事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときという文章になっている。
  - 恐らく、正当な理由なくという部分に事業者からの意見を聞く場があると思われる。
  - この「事業者が正当な理由なく」か、「事業者に意見を聞いて」という文章を入れるかということになるが、文言については、もう少し検討したい。
- 及川部会長
- これは、経過の中間報告であり、最終的に文章化されたものではないということを了承していただきたい。
- 千葉委員
- アセス図書の公開について、この文章を見た場合に、アセス図書とは冊子体を指していると思うが、それが住民にも分かるようにホームページで公開するとなっている。
  - これをそのまま解釈すると、アセス図書を電子版にしてホームページに全部載せると理解してよろしいか。
- 松田室長
- 一般的にアセス図書すべてが載っているわけではなく、ある統一様式に概要を記して公開するものとなっているので、その形を想定している。
  - さらに、準備書や評価書その他についても、CDに焼いてしまえば、それほど大きな容量を必要としないので、そこに保存しておいて閲覧できるようにするというような結論になっ

- (松田室長) : ていたと記憶している。
- ・正式にアセス図書のすべてをホームページで公開するところまで検討していなかったと思う。
- 千葉委員 :
- ・次の審議会でも同様の質問が出る可能性があるので、予めある程度説明していただくか、具体的な内容を書きおいた方がいいのでは。
  - ・特に、動植物の名前や分布図など消さなければいけないところを黒く塗り潰したうえで公開する可能性もあるので、ある程度想定して書く必要が感じられる。
- 松田室長 :
- ・PDFにしてもバージョンが違くと、黒塗りして隠してあったはずのものが隠れていなかったりすることもあるので注意が必要と思われる。
- 及川部会長 :
- ・黒塗りするとその部分に何かあると注意を惹いてしまう。見る人が見れば、何かすぐに分かるわけだが、改めて公表の仕方を検討する必要がある。
- 千葉委員 :
- ・我々は、新潟市の範囲のものについて検討しているが、ある事業が複数の隣接市町村に跨った結果、その事業規模がアセスにかからないというケースを想定すると、そこに分布する動植物が全体としては問題となるのに、複数の市町村に跨った結果として、問題となくなる可能性が心配される。
- 松田室長 :
- ・ホームページで公表する部分をどのような形で公開するかをもう少し具体的に検討し、すべてを公開するのであればこの文章のままでいいし、すべてではなく一回加工した形で公開するのであれば、少し文章を変えることになる。
  - ・アセス図書の加工の有無を問わず、一般の方が閲覧するときは、非公開情報を隠したものとする。
- 藤堂委員 :
- ・開発に関して、海上のガス田の採掘に関して、本市周辺域での計画が予定されているようなので、そのような案件を対象事業で想定しているのか。
- 及川部会長 :
- ・聖籠町沖のガス田開発もある。
  - ・道路でも想定されるが、関係市町村の意見を聞くということになるか。

- 松田室長
- ・意見を聞くことになる。
  - ・海洋ガス田については、市のアセスの対象事業に入っていない。
- 及川部会長
- ・長岡市には陸地にガス田があるけれども。
- 池田課長
- ・新潟市にも陸地ならガス田がある。
- 及川部会長
- ・開発事業の中にガス田が入っていないか。
- 池田課長
- ・入っていない。
- 及川部会長
- ・入っていないのであれば、入れなければならないか。
  - ・ガス田は、小須戸あたりにもなかったか。
- 松田室長
- ・ガス田は、開発事業ではなくて試験的なもの。
- 及川部会長
- ・実際に新潟市内で行われているのは、試掘ということか。
  - ・しかし、長岡（越路）の場合は、完全にガスを採取して、それを燃料に発電し、東京に電気を送るという事業を行っている。
- 池田課長
- ・通常であれば、環境に影響を与える程度のものではないということでは。
- 及川部会長
- ・場合によっては、ガス田を斜めに掘れば、地下水に影響が出るかもしれない。
- 池田課長
- ・鉱業法でどの程度規制されているか明らかではないが、かなりの縛りがあると思われる。
  - ・基本的に新潟市では、代替井以外の新規の採掘は禁止されている。
  - ・また、ガス田は、法でも対象事業となっていない。
- 及川部会長
- ・越路のガス田では、隣接地に朝日酒造の地下水を汲み上げる井戸があり、その斜め真下の方に行くということで県の環境対策課や環境企画課も検討したようだが、やはりそれを所管する法律がないようだ。
  - ・県としては、事業者を呼んで指導する程度で終わるということ。

- 田口委員
- ・現在の議論は、海のガス田をどう取扱うかということか。
  - ・そもそも海は、新潟市の領域なのか。
- 池田課長
- ・1つは、国が何海里かあるが、その部分に入っていれば市域も同様では。
  - ・アセスの対象事業になっていないということは、それが存在することによって環境に与える影響はほとんどないという考えでは。
  - ・今まで新潟市にもガス田はたくさんあったが、地盤沈下ということで押さえてはいるが、それ以外の項目で問題になっているということはない。
- 及川部会長
- ・将来、地下1,000メートル以上いくと熱源としては、どこでも出てくる。
- 藤堂委員
- ・海上の天然ガス田の場合は、石油などの鉱物と同時に噴出する場合があって、特に海の中で掘っていると水域汚染の可能性は、陸上よりも危ないというのが過去の世界の油田開発で示されている。
  - ・今後は、エネルギー需要が逼迫してきた場合、開発が進んで新潟市域の海は、こういう適地がたくさんある地域なので、想定できるのであれば入れておいた方がいいのでは。
- 松田室長
- ・これについては、新潟市域だけの独特な問題ではなくて、国の制度の問題であったかと思うので、改めて陸海を問わずガス田に対する取扱いと海そのものを課題として検討させていただきたい。
- 及川部会長
- ・資料2-2の1ページ、3の(1)のアの①の文章を、今日配布された修正の方に変えるということについては、いかがか。
- (異議なし)
- 及川部会長
- ・自然環境を第一に考える市の姿勢の表れということで。
- 松田室長
- ・住環境という部分を都市基盤の整備など、都市の発展と環境の保全という2つの観点に鑑みるという意味合いをもたせることで、もっと分かりやすくするようにまとめたということ。

- 及川部会長 ・ これらの検討結果を踏まえて次回は、環境審議会という形になるわけで、この分を改めて修正していくということか。
- 松田室長 ・ 環境審議会の前にメールなどで回答する。また、意見や指摘があればできる限り修正していきたい。
- 南委員 ・ 市が環境配慮指針を定めて、事業者が事前にそれを見ながら事前配慮した計画を作るという理解で話を進めると、資料２－６で「環境配慮指針の公表」が「環境情報の提供」の後に位置しているが、なぜこのような位置にあるのか。  
 ・ 個別のものであればこれでいいが、一般的に作るとしたらこの位置にあるのはおかしい。
- 松田室長 ・ この公表は、この時点で公表するものではなくて、すでに事前に公表してあるもの。  
 ・ このような指針があるということを、事業者がアセス案件かどうか相談に来たときに説明する。  
 ・ なぜこの位置に示したかという点、事業者が環境配慮指針に基づく環境配慮事項の検討を行うときに、この時点で市が公表するのではなくて、公表された配慮指針を見るべしということでこのように書いたもの。  
 ・ 誤解を招くのはよくないので、「の公表」を削り、「環境配慮指針」と改めたい。
- 及川部会長 ・ 市は、環境配慮指針の存在を事業者に正確に伝えて、事業者は、それに基づいて検討するという点ならば、指針に基づくのが当たり前のものであって、流れとしてこの項目は、不要では。
- 松田室長 ・ それでは、「環境配慮指針の公表」の項目を全部削る。
- 南委員 ・ 資料２－６で、事業者が実施する概況調査として現地調査とあるが、どの程度の調査を想定されているのか。  
 ・ これは、立地・場所の検討段階の調査であって、土地の取得調査ではないので、どのタイミングの調査を狙っているのかを訊ねたい。  
 ・ 神戸市では、土地の取得の目途がついた段階で、地権者の了解を得たうえで現地調査を行うというものもある。  
 ・ もしも土地を取得した後の調査だったら、配慮も限定されてしまうので、そのあたりをどのように考えているのか。

- 松田室長
- ・アセスの事前配慮手続きが始まる時点は、戦略的アセスと違い、あまり明確な時期を想定していない。
  - ・通常は、事業計画の事前相談が来るので、その時点を考えており、それが土地の取得前か後かという検討までしていなかった。
  - ・これに基づいて、事業計画のやり直し、変更まで求めるのかというと、戦略的アセスとは違って、この制度では強い判断を求めている。
  - ・しかし、市からいろいろな情報を提供し、自らの開発がどのような影響を及ぼすものかなど、そのような情報を持って現地を見に行くことを想定していた。
- 及川部会長
- ・この現地調査とは、事業者が実施するものか。
- 松田室長
- ・その通り。
- 及川部会長
- ・開発行為をしたいという時に、事業者が現地をもう1度よく見るべしということか。
- 松田室長
- ・市から環境情報を提供するので、それを検討したうえで、事業者は、現地を確認し、事業計画を立案すべしというもの。
- 及川部会長
- ・それであれば、誤解を招く表現ではないか。
- 田口委員
- ・事業者は、計画立案時に予め下見をする。当然、文献調査だけで決めるわけにはいかない。また、現地に立ち入るのであれば、地主や関係者の了解を得るのではないか。
- 及川部会長
- ・書くのであれば、カッコ書きがなくてもいい。事業者が何をするのかを具体的に書いてあるのだから。
  - ・この部分の表現については、もう1度事務局で検討していただきたい。
- 田口委員
- ・資料2-6の中で環境情報の提供とあり、市が持っているさまざまなデータをこの段階で教えるということだが、貴重種の情報のようにあまり公にせず秘密にしておきたいものまで教えてしまうことになる。
  - ・貴重種があるので、みだらに開発するなどか、そこは避けてもらいたいといった指導がなされる。

- (田口委員) ・したがって、事業者が来るたびに情報を提供していたのでは、秘密にならないのでは。結果的にオープンになってしまうことが、それでいいのかどうか。
- 及川部会長 ・それは、ケースバイケースでは。単なる相談であれば、教えなければいいし、実際に事業をやろうとしているのであれば、気をつけて調査をすべしと指導するということ。
- 田口委員 ・少しずつ、環境情報の出し惜しみをすることで了解した。
- 松田室長 ・まったく公にすることではなくて、事業者に対して注意情報があることを示すために、取扱注意ということで提供する。  
・当然、アセス図書の中には、貴重種の情報の収録が想定され、収録後の対応としては、一般化するときには黒塗りにするなど非公開の取扱いをするということ。

**【新潟市における環境影響評価制度のあり方について中間報告（案）】**

- 及川部会長 ・次に、新潟市における環境影響評価制度のあり方について中間報告（案）ということで、事務局から説明をお願いしたい。
- 松田係長 ・資料3について説明する。  
・まず2ページ目だが、制度化の背景についてである。国の制度の動き及び県の制度の動きを踏まえ、22行目から「市は、このような動きをしてきた」という大きな動きを書いている。  
・さらに、27行目からだが、「一方で市は、平成17年に13の近隣市町村との合併を行い、81万の人口を抱えるとともに、市域は、3倍となり従前よりもはるかに多様な自然環境を有するようになった。さらに、平成19年4月には、本州日本海側初の政令市となり、より主体的なまちの環境づくりを行うために、市独自に環境影響評価制度を整備する必要性が増してきた」という2つの事項があることを明記している。  
・3ページ目は、制度の目的及び形式についてである。制度の目的については、「開発事業等が及ぼす環境影響を、科学的知見に基づき調査・予測・評価し、その結果に基づき環境への配慮を適切に実施して、当該事業の実施による環境への負荷を低減することにより、市域の環境を良好に維持し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保」を目的としており、一般的なアセス制度の初期の目的と合致している。

- (松田室長)
- この後は、環境審議会の考え方として、このように回答するという形式としたいので、「～すべきである」「～を必要と考える」というような表現となっていく。
  - 制度の必要性については、1ページと重複する部分もあるが、政令市になったことから主体的に取り組んでいく必要があること、県条例や法律では、県知事意見として県知事に対する間接的な意見しか出せないが、制度化により、事業計画に対して、環境保全上の市長意見を直接事業者に述べるができるようになるため、市長意見を事業計画に効果的に反映させることが可能となること、環境影響評価の審査及び事後評価などを首尾一貫して指導することにより、効率的かつ効果的な制度の運用が可能となることの3項目を挙げている。
  - 制度の形式や対象事業等については、先ほど検討していただいた内容を文章化したものとなっている。
  - 4ページ目の対象事業については、例として18事業を示しているが、細かい数値については、示していない。
  - 5ページ目を見ていただきたい。
  - 対象事業の規模については、自然公園等、開発に際して特に環境配慮が必要とされる地域（特別配慮地域）とそれ以外の地域（一般地域）に分け、それぞれの規模要件を設定する必要があることを示している。
  - 一般地域の規模要件としては、「市は、県の3分の1の人口を有し、物流や交通の拠点となっており、事業所等の集積度も高い。市の制度における対象事業の規模要件は、「市の自然環境や生活環境の保全」と「経済的な発展や都市基盤整備」の両者を鑑み、個々の事業の特性に応じて、県の規模要件より引き下げるべきである。」という考え方を示しているが、どれだけ引き下げるかという具体的な数値は、示していない。
  - 特別配慮地域の規模要件についても同様で、「一般地域よりもさらに厳しい規模要件を設けるべきである。」という考え方だけを示している。
  - 事前配慮制度の導入については、「市は、自然環境の保全や、より望ましい快適な環境の創造などに関して、事業者が事前に配慮すべき事項を「環境配慮指針」として示し、事業者に対して指針に基づく適切な環境配慮を事業計画の中に取り入れることを求めていく「事前配慮制度」を導入すべきである。」という意見としている。
  - 調査及び評価手法の予測・評価項目の選定については、「市の制度における予測・評価項目については、新潟市の環境基本計画で定める環境保全の範囲を基本とするが、市の自然環境や生活環境の特性を考慮し、追加すべき項目を検討すべき



(松田室長)

である。」という表現とし、その中で市の環境基本計画における環境保全の範囲として、「自然環境の保全」「生活環境の保全」「快適環境の創造」「地球環境の保全」というものを参考として示している。

- ・調査・評価方法については、国が改めた制度の内容を反映すべきであるというもので、その内容について、基本的事項・主務省令の改正について、どのような改正が行われているかを示している。
- ・7ページ目を見ていただきたい。
- ・審査会のあり方としては、審査会の位置付け、審査会の役割、審査会委員の構成について文章化しているもの。
- ・8ページ目を見ていただきたい。
- ・事後調査として、まず準備書・評価書への事後調査計画の記載についてだが、「環境影響の予測・評価の不確実性を補い、必要な環境保全措置を講じるため、準備書・評価書において、事後調査の計画について記載することが必要である。また、事業により必要な事後調査の内容も異なることから、事後調査マニュアルを作成し、事業者に対して事後調査の基準を明示すべきである。」としている。
- ・事後調査報告書の作成・公表については、「事業者に対して事後調査報告書の作成・提出を義務付けるべきである。また、手続きの透明性を高めるため、事後調査報告書は公表し、報告書に対する住民意見が提出可能な制度とすべきである。」としている。
- ・環境保全措置については、「事後調査報告書の結果に基づき、市長が必要と認める場合、事業者に対して環境保全について必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。」としている。
- ・報告の徴収及び立ち入り検査の実施については、「評価書に記載された環境監視及び環境保全対策が的確に実施されているかどうかについて必要に応じて報告を求めたり、事業実施区域への立ち入り検査をすることが可能とすべきである。」としている。
- ・住民等の関与及び情報公開については、部会における検討結果の内容が文章化されたものだが、先ほど一部訂正を求められた部分については、訂正したい。
- ・10ページ目を見ていただきたい。
- ・6行目から近隣市町村との調整についてだが、「法や県条例などでは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）を定め、関係地域を所管する市町村長に方法書や準備書などを送付し、意見を求めている。市

(松田室長)

の制度においても対象事業の位置や規模によっては、関係地域とすべき地域に近隣市町村が含まれることも想定できるため、市が定める手続きに関して、県知事及び関係地域に属する市町村長と協議し、適切な措置を講ずることのできる制度とすべきである。」とした。

- この内容については、これまでの部会でも検討していなかった部分だが、このようなことに関しても盛り込まなければならないということで、第4回の検討部会で少しだけ案内していたものである。
- 制度の実行性の確保については、勧告及び公表の部分で、今回検討していただいたので、その内容に基づいて文章を変える。
- 11ページ目を見ていただきたい。
- 環境影響評価法の対象事業については、「法の対象事業は市の制度の対象事業よりも規模が大きく、周辺環境へ及ぼす影響の度合いも大きいことが予想される。従って、法対象事業であっても、市の制度と同様な手続きの実施が望ましく、事前配慮や事後調査等の実施を求めるようにすべきである。」ということで、法律の中で環境事前配慮の制度や事後調査の制度はないものの、法対象事業であっても市条例対象事業と同様に運用できるようにするということ。
- 今後の課題として、まず戦略的環境アセスメントについてである。
- 戦略的環境アセスメントの現状について書いてあるが、25行目に「現時点で戦略的環境アセスメントを市の制度に取り込むことは困難と考えるが、国や他の自治体の状況を踏まえて、今後とも関連する情報の収集を行い、制度化に向けて検討を継続すべきである。」ということで、環境審議会としては、制度化に向けて検討すべしという意見を出す形としている。
- 法・条例対象外事業における環境配慮の実施については、31行目から「より積極的に地域の環境を良好に維持・創造を図るためには、市の環境影響評価制度の対象外の事業についても、事業実施に伴う環境への影響について事前に検討し、負荷低減策が講じられることが望ましい。現在、市の制度対象外の事業に対して、事前配慮を求める市の取り組みとしては、「指定開発事業事前届出制度」や公害防止協定を締結している事業者の開発事業に対して、自主的・簡易型の環境影響評価の実施要請などがあるが、これと併せて、すべての事業者が事業実施に際して、環境配慮指針に基づいた自主的な環境配慮を実施するような誘導策についても今後検討していくことが必要である。」としている。

- 及川部会長
- ・新潟市における環境影響評価制度のあり方について中間報告（案）について説明があったが、この議事については、いかがか。
  - ・資料3の3ページで、自然環境の保全というところで、河川・湖沼等の湿地、里山などとあるが、里山には山林も全部含めるのか。
  - ・例えば、新津丘陵の山の上や角田山の上とかも含まれるのか。
  - ・角田山の上には、東北電力の土地もあるし、市民が買い取った土地もあるが、そのような場所で大規模開発は考えづらいが。
- 松田室長
- ・新津丘陵での砂取りや巻の国定公園の線から外れたところで開発されることを想定している。
  - ・また、新潟市では、ほとんどが里山であり、逆に、まったく人が入っていない原生自然の山というのは、恐らくないと考えている。
  - ・必ず何らかの形で人が関わっている山という意味で里山という言葉を使っている。
- 南委員
- ・7ページにある不確実性に関する検討の強化という項目について説明願いたい。
- 松田室長
- ・国の制度がどのように変わったのかをまとめた資料がある。
  - ・第2回の検討部会の中で参考資料として、国の制度改正の概要というものを示している。
  - ・国の制度改正の概要の中で、基本的事項と主務省令の改正の概要の中の（5）として、不確実性に関する検討の強化というものがある。
    - ①事業者は、予測の不確実性の検討として、必要に応じ前提条件を変化させ、それぞれの予測結果のばらつきの程度を把握する必要性があることを明確化。
    - ②事業者は、代替措置について、その効果の根拠を明らかにする必要があることを明確化。
    - ③事業者は、予測や対策に関する不確実性を補うために位置付けられている「事後調査」について、効果の不確実性が懸念される代償措置を講ずる場合や、事業着手後の環境状況を踏まえ環境保全措置を詳細化する場合も、事後調査の検討が必要であることを明確化。
  - ・つまり、予測や対策を行ったとしても、実際にやったらそのようにならないという意味で不確実性というものがあり、代

- (松田室長) 償措置を講ずるとしてもその不確実性があるので、事後調査を行う必要があるということ。
- 及川部会長
- ・ いずれにしても、1行の項目だけでは意味が通らないし、審議会に諮ったとしても、委員が全然意味が分からないと思われる。
  - ・ 国がこのようなものを出しているというものを、そっくり示した方がいい。
- 田口委員
- ・ 不確実性という言葉何か別な言葉で言い換えることができないか。
- 松田室長
- ・ このアからカまでに関しては、国の制度改正の時に、国が標題をつけて並べたものであり、できればこのままの形の方がいいと思う。
  - ・ ただし、このまま見せられて内容についての理解が得られるかということ、苦しい点が感じられる。
  - ・ そこで、標題をこのままにしておき、その補足説明を加えるか、この中に直接説明文章を加えるか、工夫をしたい。
- 及川部会長
- ・ ここに説明文の全文を加えると長くならないか。
- 松田室長
- ・ 約2ページ増えると思われる。
- 及川部会長
- ・ 巻末に付録として添付すればいいのでは。
  - ・ なお、標題の後に括弧書きのあるものについては、それを併記することを求めたい。
- 南委員
- ・ 5ページの16行目(2) 特別配慮地域の規模要件についてで、ラムサール条約湿地とあるが、ラムサール条約登録湿地が正しくないか。
- 松田室長
- ・ ラムサール条約湿地ということで国の方で統一的な表現としている。
- 池田課長
- ・ 最近、省くようになったが、佐潟を条約湿地にしたときは、確かに登録湿地だった。
- 南委員
- ・ 4ページの15行目で農道と書いてあるが、ここは里道という言葉を使わないのか。

- 松田室長
- ・ 県条例では、農道という表現となっている。
  - ・ 別表の中の道路の新設又は改築の事業として、新たに農道を設けるものという表現をしている。
  - ・ 農道と里道の違いについては、よく分からないのが、県条例と表現を合わせるといふことで、農道を採用したい。
- 藤堂委員
- ・ 6ページの5行目から7行目までのことについて、これまでに説明があったかどうか確認したい。
  - ・ 項目の削除及び追加がより積極的に実施できるという文章通りに読むと、市の制度での項目というのは、事業者の判断で削除できるということであると、市の制度で定める意味というのがどうなのか。
- 松田室長
- ・ これについては、国の制度改正をできるだけ取り込んでこの骨格を作りたいという中で、これが国の制度改正の大きな目玉だった。
  - ・ 今まで国が「標準項目」ということでやっていたものを、なぜ「参考項目」にしたかという点、金太郎飴のようなアセス図書がどんどん出てくるという状況にあって、「標準項目」としてしていると本来不要なものも含めて全項目をアセスの評価制度の中で実施しなければならないと判断し、特色の無い分厚いアセス図書が作られてしまう。
  - ・ そこで、「標準項目」を「参考項目」として、何が開発事業で大きな問題なのかということを経営者に考えさせて、この中から必要なものを選ばせて、非常に特色のある大事なところを手厚く検討していただく。その他どうでもよいようなものは、外してもいいということ。
  - ・ このような意味で「標準項目」が「参考項目」となったので、その考え方をこの中間報告（案）でも述べているということ。
- 藤堂委員
- ・ 以前に、金太郎飴のようなアセス図書が拙いという説明があったことを思い出した。
  - ・ 事業者の方で主体的な判断ということになると、事業者がわざわざ自らの事業計画に不利になる可能性のある重要な項目をピックアップして作成することのメリットや制度的なインセンティブが確保されているのであれば主体的な判断でもいいと思うが、通常は重大視すると事業に支障が出ることや変更を予定しなければならなくなることは、主体的には出てこないのではないかと想定されるが、市としては、事業者の主体性に任せて選定された結果をどこかでチェックするなりということが、他の仕組みの中に入っているのか。

- 松田室長
- ・アセス制度を運営する側の心得として、具体的な取扱い方法が国から出されている。それは、やはり金太郎飴にならないようにということと、必要な項目を検討させることを審査する側に申し渡されている。
  - ・当然、重要な項目だが、事業者にとってはあると面倒なので外したがるものを、そのまま認めるものではない。
  - ・我々は、我々の考えで、これが重要だというものを指導すべしということになっており、まったくの事業者任せになるということではない。
  - ・さらに、制度の中で方法書等の縦覧もあり、市民意見を取り入れられるので、チェック体制は、十分だと考える。
- 及川部会長
- ・アセスの審査会の中で十分に議論されて、新たに項目を追加することもある。
  - ・事業者が必要性感じなくても、審査会の方で修正することは、よくあること。
  - ・そのための環境影響評価制度審査会ということ。
- 田口委員
- ・4ページの20行目に発電所があって火力発電と風力発電が該当だと書いてあるが、原子力発電は、どうなのか。
- 池田課長
- ・国がすべての原子力発電を取扱うので、市条例では対象事業に含めない。
- 田口委員
- ・4ページの26行目に住宅団地造成事業の実施とあり、面積だけに着目しているが、建物の高さなどを考慮しなくていいか。
  - ・それは、アセスではなくて、建築基準法やそれに類する市条例によって規制されているということか。
- 松田室長
- ・アセスの中では、土地の改変ということで開発面積に着目するということ。
- 田口委員
- ・4ページの新潟市環境基本計画における環境保全の範囲で、13行目に生活環境の保全ということで、2つ目の○に大気汚染云々と書いてあって、最後に化学物質等の安全管理とあるが、具体的に事業者に要求する事項と思われるが、それと同時に安全教育がどうあるべきかを指導する項目があってもいいのではないかと思われるが、いかがか。
  - ・かなり専門的な話であって難しいと思うが、例えば硫化水素を発生させるには塩酸と硫化鉄が必要ですと、それがあれ

- (田口委員) ば硫化水素が出ますよというような細かい事項を検討することになると思うが。
- 松田室長
- ・ここで示す項目は、環境基本計画の中で取扱う範囲を示したものの。
  - ・非常に大きくまとめているので、これの中にいろいろな手法が含まれる。
  - ・したがって、安全管理の中でそのような教育も含まれると考えていただきたい。
- 田口委員
- ・4ページの23行目には地球環境の保全とあって、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊といったグローバルな話だが、これを具体的に取り込むとするとかなり難しいのでは。
  - ・書いてある方が格調高くていいとは思いますが、どのように酸性雨の指導をするのかなど、具体的な指導をする段階で困難なのでは。
- 池田課長
- ・具体的な事項については、技術指針で示すことになる。
- 田口委員
- ・8ページの住民等の関与及び情報公開で、住民等という表現になっている。
  - ・住民というと個人というイメージを抱くが、団体も含ませた形で住民等という表現にしていると思われる。
  - ・そこで、住民の範囲だが、新潟市在住、納税の有無、個人、団体、年齢制限、国籍などのようなふるい分けについて、どのように考えているのか。
  - ・例えば、他の自治体の人が余計な意見を言って来ないものかという心配がされるのだが、いかがか。
- 池田課長
- ・今までは、関係住民ということでかなり限定していたが、その考え方がよくないということで「関係」という言葉を外し、すべてどなたでもいいということにした。
  - ・いろいろな情報を持っている人がいて、その情報をすべて勘案したうえで、影響評価を行うという考え方。
- 田口委員
- ・審査会の役割について伺いたい。
  - ・現在の環境審議会と環境影響評価制度審査会との関係は、どのようになるのか。
- 池田課長
- ・これまでは、審査会が無かったので、環境審議会がその役割を担っていた。

- (池田課長) ・しかし、審査会ができれば、その役割を審査会に譲るということ。  
・審査会は、アセス制度専門の機関であり、環境審議会は、アセス以外の新潟市の環境保全全般に関する案件を扱うことになる。
- 田口委員 ・審査会と審議会のメンバーは、すべて違うということか。
- 池田課長 ・審査会を別個に立ち上げる。  
・審査会と審議会を兼任する可能性は、あるかもしれないが、審査会と審議会のメンバーは異なる。
- 田口委員 ・全般的に法という表現を用いられているが、一般的には法令という表現では。
- 松田室長 ・法は、環境影響評価法、県条例は、新潟県環境影響評価条例を指している。  
・なお、環境影響評価法の中に、それに附随する施行規則や施行令などをすべて含むと考えているが、狭義の定義の仕方によっては、施行規則や施行令などが含まれないということであれば、すべてを含むような表現にしたい。  
・例えば、一番最初に環境影響評価法の単語が出てきたときに、「(以下「法」という。)」という表現を加えたいと思うが、さらに環境影響評価法に付随する規則等を含むというような説明を加えたい。
- 南委員 ・資料では法という言葉を使っているが、いわゆる環境影響評価法そのものを指しており、施行令や施行規則となるとそこからはズレる。  
・ややこしい面があるので、冒頭で説明をしておけば、文章としてスッキリするのでは。
- 松田室長 ・一番初めに正式名称が出てきたときに、「(以下「法」という。)」ということで、その他の細かい規則等を含んだものである旨の説明を行いたい。
- 南委員 ・9ページの住民等の考え方について、住民等の範囲は設けるべきではないと書いてあるが、外国人も含まれるということか。



- 池田課長
- ・外国人でも影響を受ける可能性はあるので含まれる。
  - ・実際、そこまで細かく想定していなかったが、国内に限定されるものでもない。
- 千葉委員
- ・この問題については、地域住民として関与するもののほか、動植物の保全などはグローバルな価値観から関与するものもある。
  - ・したがって、外国人が意見を出してくることは、ありえることで、それに対しても同様に回答すればいい。
  - ・住民等の中に国外の外国人も含まれるということで、異存はない。
- 藤堂委員
- ・住民等とは、自然人を想定しているのか。あるいは、法人なども含まれるのか。
- 及川部会長
- ・法人も、当然含まれるのでは。
  - ・営業の問題は別として、環境への影響が予想されるならば関与が見込まれる。
  - ・一般的な市の対応でも、法人も対象となるのでは。
- 田口委員
- ・11ページの今後の課題のところ、16行目から「環境的側面」という単語があるが、馴染みがないので変えてもらいたい。
  - ・それから22行目から「戦略的アセスメント制度を制度としている自治体は少なく」とあるが、「環境アセスメントを制度化している自治体は少なく」という程度でいいと思うが、いかがか。
  - ・31行目から「より積極的に地域の環境を良好に維持・創造を図るためには、」とあるが、強調している文章なのかもしれないが少し入れ換えて、「地域の環境をより積極的に良好に維持・創造を図るためには、」とした方がいいのでは。
  - ・12ページの2行目に「自主的・簡易型の環境影響評価の実施要請」とあるが、簡易型という言葉がしっくりこないのだが、これは意見だけ申し上げておく。
- 及川部会長
- ・いずれにしても事務局で最終案を作成し、審議会に諮る前に示していただく。
  - ・各委員からは、この場に限らず、さらに意見と修正案を積極的に出していただきたい。

- 南委員
- ・環境的側面については、戦略的アセスをやる場合に社会的・経済的側面を考慮するので、それに対応して環境的側面と表現しているのでは。
  - ・もっとも、新潟市は戦略的アセスを導入しないということなので。
- 及川部会長
- ・ここは、「国はこの制度を検討しているが、本市はまだ導入の時期ではない」というような簡潔な文章としてはどうか。
- 松田室長
- ・できるだけ工夫したい。
- 及川部会長
- ・国が戦略的アセスを制度化しているならば書かなければならない部分もあるが、まだ検討中の段階ということであればいいのでは。
- 南委員
- ・許可等に係る環境の保全の配慮についての審査だが、環境影響評価法の場合、横断条項ということで33条に明記されている。
  - ・条例では、一般的に明記されていないのだが、稀に明記しているものもあって、その場合に単に審査とだけ書けばいいのか、もう少し具体的に書けばいいのかということ。
  - ・例えば、千葉県の条例では、詳しく書かれている。
  - ・新潟市で検討されればいいのかだが、審査と書けば広く含まれるのだが、条例で詳しく明記した方がより分かりやすくなるのでは。
- 及川部会長
- ・もう1度、中間報告（案）を練り直す部分があるということ。
  - ・各委員から意見を出していただき、それらの意見を反映したものを事務局から再提示するという作業を行う。
- 松田室長
- ・よろしくお願ひしたい。
- 及川部会長
- ・以上で本日の議事は、これで終わりとしたいが、全体を通して何か意見がないか。
- 南委員
- ・スケジュール案の説明をお願いしたい。
- 及川部会長
- ・事務局から説明をお願いしたい。
- 松田室長
- ・今後のスケジュールを説明する。

- (松田室長)
- 平成20年度の4月に部会5ということで、本日の会議を開かせていただいた。
  - あり方についての中間報告(案)ということで検討していただき、さらに意見をメール交換などにより行ったうえで最終的なものをまとめる。
  - 平成19年9月にあり方についての諮問を環境審議会に対して行っているので、この案は、審議会としての報告となる。
  - この部会の検討結果をもって平成20年5月の環境審議会でも間報告(案)を検討していただく。
  - その後、市民に公表する前に6月市議会に報告したうえで、7月にパブリックコメントを行う。
  - パブリックコメントの結果を受けて、その内容を踏まえた最終的な答申(案)について、8月にもう1度検討部会を開催し、検討する。
  - 9月には、環境審議会であり方についての答申をしていただく。
  - 答申については、9月市議会において報告する。
  - この答申に基づいて、内容を条例の形式としたものを10月に環境審議会でも審議していただく。
  - 2月に審議会でも報告した後、2月市議会に議案として提出する。
  - これで議案が可決されれば、正式に条例となる。
  - 予定としては、平成21年4月1日に条例公布としたい。
  - なお、条例だけができて制度としては動かないので、施行規則、配慮指針、技術指針などを平成21年度に策定する。
  - また、市条例においてアセス審査会が位置付けられるので、新たに審査会を組織し、施行規則の内容などを検討していくこととなる。
  - 施行規則などについてもパブリックコメントを踏まえて、平成21年12月に市議会へ報告し、施行規則の公布、配慮指針及び技術指針の公表を行う。
  - 制度の周知を図るため、平成22年1～3月の間に事業者への説明を行って、平成22年4月1日から全面施行としたい。
  - 条例案などの細かい話をいきなり審議会に諮るわけにはいかないので、審査会での検討を踏まえながら、条例作りをやっていききたい。
  - さらに、配慮指針や技術指針については、専門的な支援を受けたい部分もあるので、外部コンサルタントを活用して原案を作成したい。

- (松田室長) ・この指針の原案作成は、平成20年度中に取り組み、平成21年4月開催の審査会でお示ししたい。
- 及川部会長 ・来月の審議会前に検討部会を開催する時間的余裕もないので、後はメールのやりとりで話をまとめたい。  
・また、最終的な中間報告(案)の決定は、部会長一任ということによろしいか。
- (異議なし)
- 及川部会長 ・納得のいく中間報告(案)となるよう、各委員からの積極的な意見交換を期待する。

**【閉会】**

- 関根補佐 ・中間報告(案)に関する意見については、5月10日までに事務局へお寄せいただきたい。  
・また、本日の検討部会で寄せられた意見のうち、調査に時間のかかるものは除いて、すぐに修正を行うので、5月2日までにお示しする。  
・この中間報告(案)を検討するための環境審議会を5月の最終週に予定している。  
・なお、別件で5月にはもう1回審議会を開催するので、都合2回開催することとなる。  
・詳細については、改めて案内する。  
・これで、第5回新潟市環境審議会環境影響評価検討部会を閉会する。